

平成28年度豊田市エコファミリー支援補助金

～住宅用太陽光発電システムに対する補助編～

申請は、予算の範囲内で先着順に受付けます。
(受付期間：平成28年4月1日から平成29年3月31日)

この補助金は、エコファミリー宣言者に対して、スマートハウスを構成する創エネルギー機器（住宅用太陽光発電システム設置、家庭用燃料電池システム設置）、蓄エネルギー機器（家庭用リチウムイオン蓄電池システム設置、次世代自動車）、それらをつないで最適に管理・制御する省エネルギー機器（家庭用エネルギー管理システム）の導入に要する費用の一部を補助することにより、エネルギーの地産地消に向けたスマートハウスの普及促進を図り、暮らしの低炭素化を推進することを目的としています。この内、このリーフレットでは、住宅用太陽光発電システム設置に対する補助制度についてご案内します。

1. 対象

○対象システムは、次の要件を満たす住宅用太陽光発電システムです。

- (1) 未使用品であること
- (2) 対象システムで発電した電力を自ら居住する住宅において使用することを前提としていること（※全量売電契約は対象外です。）
- (3) 低圧配電線と逆潮流有りで電気事業者と連系するものであること
- (4) 少なくとも太陽電池モジュールとインバータ・保護装置から構成されていること
(太陽電池モジュールのみの増設は対象となりません。)

○補助対象者は、次の要件を満たす方（個人）です。

- (1) エコファミリー宣言をした方
 - (2) 豊田市税を滞納していない方
 - (3) 自ら購入した対象システムを自ら居住する市内の住宅*1において設置し、かつ、対象システムで発電した電力を自ら使用する目的で電気事業者と系統連系*2する方
- *1 店舗等との併用住宅含む。集合住宅（分譲マンション等）における共有部分は含みません。
*2 契約の場所は、住民票の住所と一致させてください。
- (4) 設置完了後の交付申請兼実績報告の時点で、対象システムを設置した住宅に住所を有し、住民基本台帳法により記録されている方
 - (5) 平成29年3月31日までに確実に交付申請兼実績報告を行うことができる方

※ 補助金の交付は同一年度内に1世帯につき1回限りとします。

※ 電気事業者との系統連系を開始する前に届出を提出してください。

2. 補助金額

システム 1kW 当たり 2 万円（上限8万円）

※補助額の内 2 万円分は、とよたエコポイントで交付

※ 補助対象経費（下表）の合計額（税抜き）が16万より低い場合はその半額が上限

※ 算出した金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨て

※ とよたエコポイントでの交付を優先とし、ポイント交付後の残額については現金で支給

補助対象経費	太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、インバータ・保護装置、発生電力量計（モニター含む）、余剰電力販売用電力量計、配線・配線器具の購入・据付、対象システムの設置工事に関する費用 (運搬費、立会検査費、手続代行費、産業廃棄物処理費等の諸経費を含む)
--------	--

3. 手続き

電気事業者との系統連系開始前（設置予定届出）と設置完了後（交付申請兼実績報告）の少なくとも2回手続きが必要です。

- 対象システム設置に係る**電気事業者との系統連系**は、必ず**設置予定届出後**にしてください。
- 各申請書の提出先は環境政策課窓口です。**郵送や支所での受付は行っていません。**
- 期限を過ぎてからの申請は受付いたしません。

設置予定届出

○**電気事業者との系統連系開始までに**、申請者を確定した上で「**設置予定届出**」を行ってください。（必要書類は以下）

- ① 設置予定届出書（様式第1号）
- ② **エコファミリー宣言書又はエコファミリーカード再発行申請書**（カードがない方のみ）
【注意】**宣言制度の趣旨を申請者自身がよく確認したうえで記入してください。**
※エコファミリー宣言をしていない方…エコファミリー宣言書
※エコファミリー宣言済みだがカードを紛失した方…エコファミリーカード再発行申請書

交付申請兼実績報告

○**設置完了日*1から2か月*2以内に**「**交付申請兼実績報告**」を行ってください。
ただし、**平成29年1月31日以降に設置完了した場合は、平成29年3月31日まで**に行ってください。（必要書類は以下）

- *1 設置完了日とは、**電力会社との太陽光契約に係る系統連系・受給開始日又は補助対象経費の支払が完了した日のいずれか遅い日**とします。ただし、分割払いで対象システムを購入し領収書が発行されない場合は、分割払いに係る契約の締結日を支払い完了日とみなします。
- *2 原則、2か月後の同日。ただし、同日に回答する日がない場合は末日
（例：設置完了日が12月31日の場合の申請期限は翌年2月末日）

◆◆必要書類◆◆

- ① 交付申請兼実績報告書（様式第2号）※**4. 必要書類についての注意・その他**参照
- ② 対象システム設置概要書（様式第3号）
- ③ 補助対象経費に係る領収書の写し
※分割払いで領収書が発行されない場合は、分割払いに係る契約書の写し
- ④ 領収金額内訳書（様式第4号）
- ⑤ 電力会社との太陽光契約の締結に関する通知の写し
※記載される設置場所は、申請者の方の住民票の住所と同じでなければなりません。
- ⑥ 太陽電池モジュールの合計出力値が10kW以上の者については、国に設備認定に関する申請をする際に添付する**構造図**、又は電気事業者に系統連系に関する申込みをする際に添付する**配線図**。
※詳細については環境政策課までお問合せください。

⑦ 設置状態写真貼付書（様式第5号）

対象システムの設置住宅の全景と太陽電池モジュール設置箇所のカラー写真で、太陽電池モジュールの設置場所及び設置状態が確認できるものを貼付

⑧ 太陽電池モジュールの販売者又は施工業者が発行した太陽電池モジュールの配置図

（申請者名のあるもの。コピー可）

⑨ 完納証明書（豊田市税の完納が証明されている納税証明書）

（申請日前2か月以内に発行されたもの）

※市民課、各支所・出張所、駅西口サービスセンターで発行しています。

⑩ エコファミリーカードの写し

※カード番号が確認できるもの

⑪ 交付請求書（様式第8号）、とよたエコポイント交付請求書（様式第9号）

⑫ 通帳等の写し（申請者自身のもので口座番号等の情報が分かるもの）

4. 必要書類についての注意・その他

1 【添付書類全般について】

申請に係る書類は、全て申請者名義のものを添付してください。

2 【納税証明書-転入者の場合】

転入者であって、市民税の直前の賦課期日(1月1日)に本市に住所を有さない場合、または、住所を有するが市民税の初回の納期限(7月10日)以前に申請する場合、納税証明書の提出を省略できます。

3 【共通】

必要書類は、「申請前のチェックシート」で確認の上、提出してください。

【日付に関する整理】



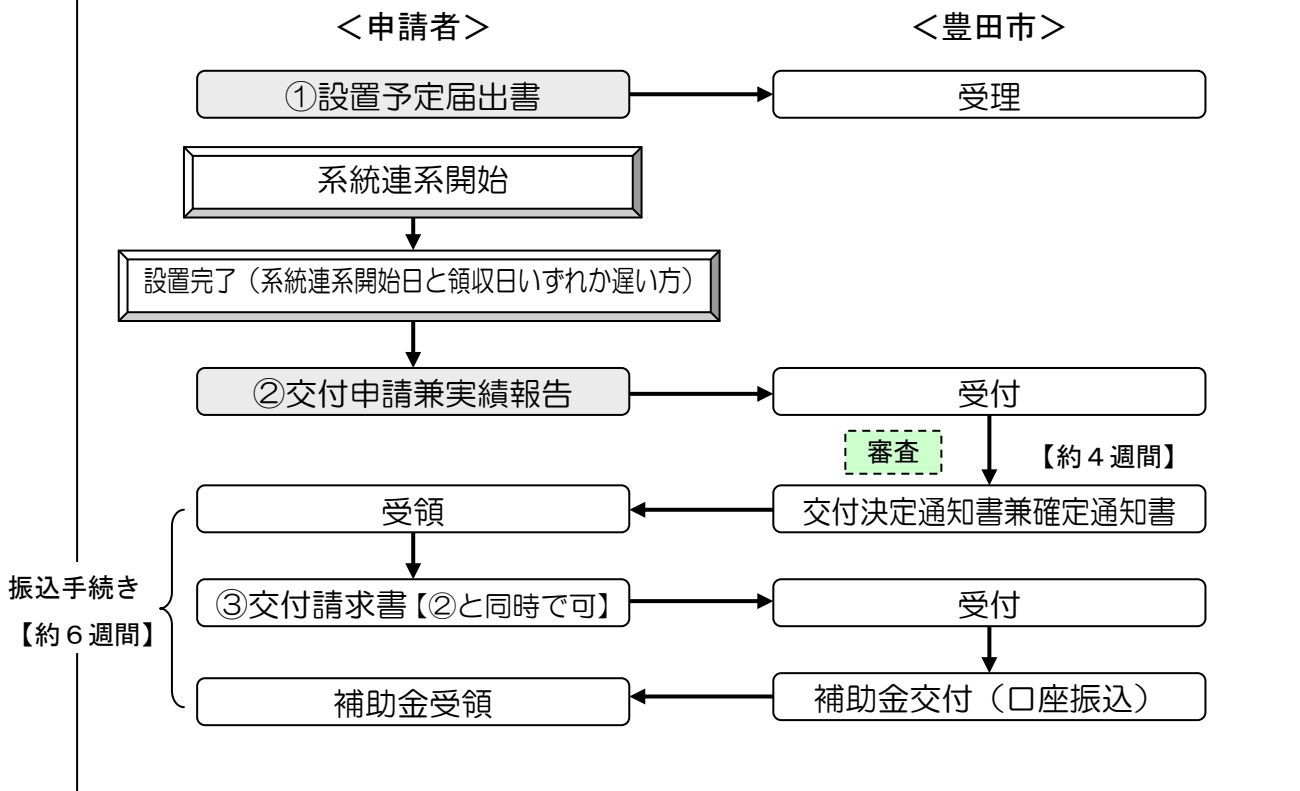
①電気事業者との系統連系開始前に設置予定届出を提出

②「設置完了日」から2ヶ月以内に交付申請兼実績報告及び必要書類を提出

●【設置完了日とは】次の日付とする

→電力会社との太陽光契約に係る系統連系・受給開始日又は補助対象経費の支払が完了した日のいずれか遅い日

補助金交付手続きの流れと平均処理期間



※ 上記の平均処理期間はあくまでも目安です。
 ※ ご不明な点があればお問合せください。

お問合わせ先

豊田市環境政策課（環境センター1階） 〒471-8501 豊田市西町3-60

電話 0565-34-6650 FAX 0565-34-6759



申請前のチェックシート(チェック項目を参考にしてください)

1. 設置予定届出

提出書類	確認内容	チェック
共通	届出日は電気事業者との系統連系開始前であるか	
	電気事業者との系統連系は平成 29 年 3 月 31 日までに完了するか	
	印鑑は2か所に同じ印を押したか	
エコファミリーカード	エコファミリーカードを持っている →カード番号を記入(実績報告時に使用します)	
	エコファミリーカードを持っていない →エコファミリー宣言書を記入したか	
	エコファミリーカードを持っていたが紛失、破損した →エコファミリーカード再発行申請書を記入したか	
設置区分	新築、既築、建売のチェック欄にチェックしたか	
太陽光	余剰売電契約であるか	
	既設分の出力、今回設置分の出力、合計の出力を記入したか	
	【合計出力が10kWを超える場合】実績報告までに <u>国に設備認定に関する申請をする際に添付する構造図、又は電気事業者</u> に <u>系統連系に関する申込みをする際に添付する配線図</u> を準備する	
燃料電池	製造者名、燃料電池ユニット、貯湯ユニット型式を記入したか	
	国の実施する民生用燃料電池導入支援に係る補助事業を行う者が補助対象に指定する燃料電池システムであるか ※(一社)燃料電池普及促進協会(FCA)のHPでご確認ください	
次世代自動車の外部給電設備	製造者名、設置予定機器型番を記入したか	
	次世代自動車の購入に併せて設置するものか (同一年度内であっても次世代自動車の申請より後に設置した場合は申請不可)	
HEMS	製造者名、設置予定機器型番を記入したか	
	愛知県の実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象であるか ※SIIの「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(終了)」の補助対象機器であった場合、豊田市でも補助対象とする ※愛知県の指定する補助対象機器要件については、環境政策課まで問合せ	
蓄電池	製造者名、設置予定機器型番を記入したか	
	国の実施する定置用リチウムイオン蓄電池導入支援に係る補助事業を行う者が補助対象に指定する蓄電池システムであるか ※(一社)環境共創イニシアチブ(SII)のHPでご確認ください	

2. 交付申請兼実績報告

提出書類	確認内容	チェック
①交付申請兼実績報告書 (様式第2号)	申請者住所(対象システム設置場所)は、提出時の住民票(住民基本台帳)の住所と同一か	
	届出受理番号を記入したか	
②対象システム設置概要書 (様式第3号)	訂正箇所がある場合は訂正印があるか	
③領収書の写し ④領収金額内訳書 (様式第4号)	内訳書の合計金額は領収書と同額であるか	
	「太陽電池モジュール」、「インバータ・保護装置」の項目にそれぞれ数量及び金額が記入されているか	
	値引きがある場合、値引き後の補助対象経費の金額が明確にわかるか	
⑤電力会社との太陽光契約の締結に関する通知の写し	契約名義人は、申請者氏名と同じであるか	
	系統連系日は、設置予定届出の提出日以降か	
	設置住所は、様式第2号の住所と同一か	
⑥設備認定に関する通知の写し(太陽電池モジュールの合計出力値が10kW以上の者のみ)	契約名義人は、申請者氏名と同じであるか	
	設置住所は、様式第2号の住所と同一か	
⑦設置状態写真貼付書 (様式第5号)	設置建物が確認できる建物全体のカラー写真があるか	
	太陽電池モジュール設置箇所のカラー写真があるか	
⑧太陽電池モジュールの配置図	申請者名があるか	
⑨豊田市発行の納税証明書	納税証明書に「市税に係る滞納はありません」の一文が入っているか	
	申請日の時点で2か月以内に発行されたものであるか	
⑩エコファミリーカードの写し	カード番号が確認できる面の写しであるか	
⑪交付請求書 (様式第8号)	申請者名義の口座であるか	
	通帳等のコピーは添付されているか	
⑫とよたエコポイント交付請求書(様式第9号)	申請者のエコファミリーカード番号であるか ※申請者が代表者である必要はない	

※印鑑は全て同じものを使用してください。

※ご不明なことがありましたらお問合せください。